

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から59年12月まで  
② 昭和60年4月から同年6月まで  
③ 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間当時は、初めはA市B区に居住し、その後、C区に引っ越し、またB区に引っ越した。

B区に居住していた時は、同区役所か同区役所D出張所で納付書により国民年金保険料を納付し、C区に居住していた時は、同区役所で納付書により保険料を納付したはずである。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続時期、保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和62年2月ごろに行われたものとみられることから、この時点では、申立期間①の保険料は既に時効のため、納付することができなかった。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立期間②は3か月、申立期間③は6か月といずれも短期間である。

また、前記のとおり、オンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和62年2月ごろに行われたものとみられることから、申立期間②及び③の保険料については、過年度納付することが可能であった。

さらに、国民年金加入手続時点で過年度納付可能な期間のうち、申立期間②の直前である昭和60年1月から同年3月までの期間、並びに申立期間②及び③の間である同年7月から同年9月までの期間の保険料については、過年度納付されているなど、申立期間②及び③前後の期間の保険料は納付済みとされている上、国民年金加入手続以降の加入期間において未納は無いことから、申立期間②及び③の保険料についても、申立人が過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和58年4月に実兄が経営する会社に転職した。国民年金加入手続及び保険料納付は、経理事務等を担当していた元義姉が行ってくれていたと思っていた。元義姉から当時の事情を聞くことはできないが、元義姉が兄、弟、私の分と一緒に4人分まとめて保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人、兄及び弟の3人の保険料を一緒に納付していたとする元義姉は、20歳到達時の昭和43年\*月から会社が厚生年金保険の適用事業所となる前月の平成3年3月までの国民年金加入期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの3か月を除き保険料の未納は無い上、兄は、申立期間を含む45年\*月（20歳到達時）から平成3年3月までの国民年金加入期間において保険料の未納は昭和49年度のみとされているほか、弟は、会社に入社した昭和54年4月に国民年金に加入し、以降、申立期間を含む平成3年3月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、元義姉の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月14日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の58年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、

申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の加入手続きを行ったとする元義姉が、加入手続きを行った昭和 58 年度の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった元義姉が、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月及び同年3月

私が、昭和55年6月ごろに実家に帰った時、町役場に勤務している知人から私の国民年金保険料が未納とされていると教えられたので、母親が、町役場で国民年金の加入手続を行い、未納の保険料を<sup>さかのぼ</sup>って納付しておいたと母親から聞いた記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月の58年\*月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月14日にA町において払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって20歳到達時の同年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。このため、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった母親が、過年度納付が可能であった申立期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成10年10月まで

平成16年11月ごろ、申立期間の国民年金保険料を全期間前納した古い領収書が見付かったため、社会保険事務所（当時）に相談に行ったが、書類が無い、時効だからと言われるだけで納付できる回答を得られなかった。その後、ねんきん特別便の照会を提出したところ、「昭和42年7月に資格取消になり、納付した保険料の金額を同年8月18日に還付している。」との回答だったが、自分は還付を受けた覚えが無く、納付してくれた母親からもこのことについて何も聞いたことがないため、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金領収証書を見ると、申立人が主張するとおり、昭和36年8月18日に申立期間の国民年金保険料（2万3,680円）を前納していることが確認できる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳において、申立期間の保険料を全期間前納した記載があることとも符合する。

また、申立人は、申立期間の保険料について還付を受けた記憶は無く、保険料を納付したとする母親からも還付については聞いたことはないとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、「42.7.5 資格取消」のゴム印が押されている上、備考欄には「42.7.7 還付 36.4～73.10 まで 23,680円（42.8.18）」と記載されており、ほかに申立期間に係る保険料の還付を疑わせる形跡は見当たらないことから、この還付記録に不自然な点は見受けられない。このため、納付済みとされていた申立期間の保険料は、昭和42年7月7日に還付決定され、同年8月18日に還付された

ものとみられる。

一方、前述の申立人の被保険者台帳では、申立人は、任意加入被保険者として昭和36年1月16日を資格取得日とされているものの、42年7月にこの資格取得日を取り消されている。しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、39年4月から平成16年3月までは共済組合加入期間とされており、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人は他の被用者年金に加入していないことから、国民年金被保険者資格を取り消す理由は見当たらない。このため、事実と異なる資格取消に伴って当該期間の保険料も含めた保険料の還付処理が行われたものと認められるが、当該期間が国民年金の被保険者であることは明らかであることから、当該期間については還付の有無にかかわらず納付期間とすることが必要である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月26日から同年11月1日まで

私は、本社であるA社で入社試験を受けて採用され、昭和40年4月1日に、販売部門であるB社に配属された。その後、A社に異動したが、別会社に異動したという認識は無く、転勤時には昇給した。B社及びA社に継続して、定年まで勤務しており、空白期間は無いと思う。給与明細書は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、A社及びB社の代表取締役は同一人物であることが確認できる上、複数の同僚は、「両社は、同一会社だと思っていた。」「A社が親会社だと思っていた。」と証言している。

また、A社の当時の事務担当者及び複数の同僚は、「申立人は、B社からA社に異動したが、この間に空白は無く、継続して勤務していた。」旨証言しているとともに、同社の当時の人事担当の役員も、「申立人をB社からA社に引き抜いた。人事異動に伴い、厚生年金保険の被保険者記録に空白があるとは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の当時の事務担当者及び同僚は、「系列会社間の異動では、異動先の会社における事務処理が遅れがちであった。」旨証言しているところ、異動先の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人に係る被

保険者資格の取得届出が、オンライン記録の資格取得日から約1か月後に遅れて行われていることが確認でき、当該事務担当者等の証言とも合致していることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の後継事業所であるC社は、申立期間当時の資料が保管されていないため不明であると回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月31日から同年9月1日まで

私は平成16年8月31日付けでA社を退職したので、同年9月1日が資格喪失日とされるべきところ、厚生年金保険の記録は、同年8月31日とされている。同社は、事務処理の誤りであると認めているので、資格喪失日を同年9月1日に訂正し、同年8月を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたタイムカード及び賃金台帳、並びに雇用保険の記録から、申立人が平成16年8月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成16年8月31日と誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和37年7月から42年3月末日までA社に在籍しており、途中何度か同社内で転勤があったものの継続して勤務していた。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出されたA社の辞令から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日を確認できる資料等はないものの、申立人から提出された申立期間前後の辞令及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人が同社内で異動した際の被保険者資格の得喪日は、いずれも1日であることから、申立期間についても、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時の資料が保管されていないことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 41 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月21日から同年9月1日まで

B社の事業がA社に移転し、B社からA社に昭和29年8月21日に転勤となった。転勤しただけであるのに、空白の期間があるのはおかしいので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の辞令において、「昭和29年8月21日にA社に転勤」と記載されていること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に「昭和29年8月21日 転勤」と記載されていること、転勤先とされるA社はB社の系列会社であること等から判断して、申立人は、同社及びA社に継続して勤務し（昭和29年8月21日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年9月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年9月1日まで

昭和18年4月にA社に入社し、同社B支店で勤務していたが、20年の空襲により同社同支店の操業ができなくなったため、支店疎開の一環として、C県D市のE社の一画で勤務し、その後、A社F支店に勤務した。終戦となり、同社同支店で同年8月末まで残務整理をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日から20年8月31日までA社B支店及び同社F支店において勤務し、その間、厚生年金保険（19年9月までの名称は労働者年金保険）の被保険者であったとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録（以下「オンライン記録等」という。）では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人が、A社B支店で技術者としてG軍の軍用機の生産に携わり、昭和20年の空襲により、C県D市のE社の一画及びA社F支店に疎開して勤務した状況などの事実経過の説明は、具体性があり、文献、社史等の記載内容と一致することから、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

ところで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失しており、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、A社の場合、オンライン記録等に記録されている資格喪失日は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、当該焼失のきっかけとされたH空襲の翌日の昭和20年5月15日を資格喪失日として設定したものと考えられることから、オンライン記録等における申立人の資格喪失日は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務したことが推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言われているとは言えない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年8月1日から同年10月1日までの期間及び17年2月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年8月、同年9月、17年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月から17年7月まで  
② 平成16年12月25日

私は、平成16年7月21日から21年1月31日までA事業所に勤務していたが、年金加入記録を確認したところ、16年7月から17年7月までの標準報酬月額は、私が保管している給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う額と相違しているため、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成16年12月分の賞与記録が無いが、賞与の支給があり、給料支払明細書（賞与）で保険料も控除されていたことが確認できるので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間のうち、平成16年8月1日から同年10月1日

までの期間及び17年2月1日から同年7月1日までの期間は、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16年8月、同年9月、17年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成16年7月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料等はなく、同年10月から17年1月までの期間及び同年7月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された平成16年12月分の給料支払明細書（賞与）により、当該期間に係る賞与の支払があったことが確認できるとともに、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月29日

私は、平成17年3月にA社から賞与が支払われているにもかかわらず、ねんきん定期便を見たところ、当該賞与の記録が無いことが分かった。

私が保管している賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成17年3月分の賞与明細書の写し、及びA社から提出された申立人に係る同年分源泉徴収簿の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年6月23日まで  
② 昭和26年9月1日から27年3月31日まで  
③ 昭和27年5月1日から28年3月1日まで  
④ 昭和28年4月20日から29年2月7日まで  
⑤ 昭和29年3月1日から同年8月31日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録とされているが、請求した覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない5か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和29年8月31日の前後2年以内に資格喪失した者のうち受給資格を満たす者10人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人のみであることが確認できることから、事業主が脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間を含む7回の被保険者期間のうち2回については、その計算の基礎とされておらず、未支給となっているが、当該未支給期間のうち一つの期間については、同一番号（以下「番号①」という。）で管理されていたにもかかわらず未支給となっている。

さらに、未支給期間のうち他の期間については、異なる番号で管理されていたところ、脱退手当金の支給手続に際し、申立期間④及び⑤とともに重複取消

しの処理が行われ、当該番号が番号①に統合されたことがうかがわれるが、申立期間④及び⑤はその計算の基礎とされているにもかかわらず、先述の未支給期間のうち他の期間は計算の基礎とされていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 21 日から 35 年 6 月 2 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の前後の同僚 205 人には、女性の同僚が 17 人存在し、当該同僚 17 人のうち、脱退手当金の受給資格を有する 13 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が有る同僚は 3 人と少ない上、当該同僚 3 人のうち、1 人の同僚は、「自分で脱退手当金の請求手続をした。退職者に脱退手当金の説明をするような会社ではなかった。」と証言している。

また、当時の事務担当者も同様の証言をしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給後、間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年10月まで

申立期間は、妻と共に学生であったことから、国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行った。その後、平成14年に妻が市役所年金課に勤務することとなり、そこで免除期間の保険料が追納できることを知り、それぞれが7か月分の保険料の追納を行ったが、妻の記録のみが納付済みとされており、私の記録だけが免除期間のままとされていることが、ねんきん特別便で分かったので、申立期間について、国民年金保険料を追納したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の追納に係る申出を行ったものの、納付書が社会保険庁（当時）から送付されて来なかったことから、平成14年ごろから15年ごろまでの間に、直接郵便局へ行き、郵便局の振込用紙にあて先を「社会保険庁年金課」とだけ記入し、ほかには自身の住所、氏名及び振込額を記入して、現金を添えて窓口に提出したとしている。

しかし、国民年金保険料を郵便局から追納する場合、制度上、納付書以外で納付する方法は無く、国民年金被保険者が保険料納付のために入金できる口座等も設けていないことから、申立人が行ったとする保険料の追納方法には不自然さがみられ、上記申立人が行ったとする振込手続が国民年金保険料の納付であった可能性は考え難いほか、申立人が利用したとする郵便局においても同様に納付書以外で国民年金保険料を受領することはないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成14年7月ごろに申立期間の保険料の追納に係る申出を妻と同時期に行ったこととされていることから、申立人に対し申立期間に係る納付書が発行されていたものと推認でき、当該納

付書により申立人が申立期間の保険料を追納することは可能であったと考えられるが、申立人の主張は前記のとおり、納付書は送付されて来なかったとしている上、申立期間の保険料の追納に関しては妻と同時に行ったのではなく、それぞれの分を異なる時期に別々で追納したとしていることから、妻の記録をもって申立人の申立期間の保険料の追納が行われていたとの推認まではできないほか、郵便局によると、申立人が保険料の追納を行ったところにおいて国民年金保険料の納付が確認できる記録は、妻に係る記録（領収済通知書）のみであり、申立人に係る記録は見当たらないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

A市B区役所から来たという40代ぐらいの女性が国民年金手帳を持ってきて、国民年金保険料の納付を開始した。毎月、集金人に保険料(300円)を納付すると手帳に丸い印を押してもらっていた記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として、毎月300円を納付し、国民年金手帳に押印してもらったとしているが、納付したとする保険料額は、申立期間の保険料月額とは相違している。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、国民年金保険料の納付は3か月ごとに行うこととされていた上、昭和50年4月に印紙検認方式から納付書方式に切り替えられていることから、申立期間のうち、同年4月から52年3月までについては納付方式が一致しないなど、申立人の主張には不自然な点がみられる。

さらに、申立期間直後の昭和52年度については、追納はされているものの、当初は申請免除期間であったことから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年2月までの期間、平成8年8月から9年5月までの期間及び同年12月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年2月まで  
② 平成8年8月から9年5月まで  
③ 平成9年12月から10年3月まで

会社を退職するたびにA市役所から呼び出しがあり、国民健康保険料と国民年金保険料を納付するように催促され、同市役所の指示どおり、申立期間の国民健康保険料と国民年金保険料を納付したと記憶している。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職するたびにA市役所から呼び出しがあり、国民年金保険料を納付するように催促され、申立期間①、②及び③の保険料を納付したとしているが、いずれの申立期間についても加入手続を行った記憶は無い上、保険料の納付についても、同市役所の指示どおり保険料を納付したとするのみで、納付時期及び納付金額についての記憶は曖昧である。

また、申立人は申立期間①当時、既に厚生年金保険被保険者資格を20年以上有していたことから、旧国民年金法（昭和61年3月末まで適用。）の規定により、国民年金の任意加入対象者となるどころ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は60年5月ごろに払い出されており、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は同年3月12日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入であり、保険料を

納付することはできなかった。

さらに、上記A市の記録及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は平成元年5月2日の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失して以降、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは、15年4月16日とされていることが確認できることから、申立期間①同様、申立期間②及び③についても国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月、同年5月及び同年7月から9年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月及び同年5月  
② 平成8年7月から9年7月まで

会社退職(平成7年3月)後、私は会社設立準備をしていた。国民年金保険料は2年以内であれば納付可能であることを知り、事業が軌道に乗るまでは納付の優先順位を付けて時効となる前の最終期限月に納付することを決めた。社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付書を発行してもらい、8年6月の保険料の納付時期と同じように時効となる前の2年以内のぎりぎりに毎月必ず納付書で夫婦二人分の保険料を妻がA市内の金融機関で納付していた。国民年金については未納とならないように納付することに意識をもって確実に納付していた。納付を証明できるものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付については、直接関与しておらず、保険料を納付したとされる妻は、毎月、夫婦二人分の保険料を、A市内の金融機関で納付したとしているが、納付場所の特定はできず納付金額は覚えていない等、保険料納付についての具体的な記憶が曖昧である上、妻も当該申立期間は未納とされている。

また、申立人は平成11年分の給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書(写し)を提出しているが、同申告書の社会保険料控除に記載されている「国民年金  $159,600 \times 2 = 319,200$  円」は平成11年1月から同年12月までの保険料合計額 ( $13,300 \text{円} \times 12 \text{月} \times 2 \text{人分}$ ) と一致し、申立人が主張するとおり、同年に時効直前の保険料(8年12月から9年11月まで)

を毎月納めるとなると、その保険料総額は、30万3,200円となり、同申告書の記載金額とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成9年1月以降の時期は、基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、毎月夫婦二人分の保険料を銀行等で納付したとする場合、申立期間の納付回数は15回、夫婦二人で30回となることから、この多数回にわたり、記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から63年3月までの期間、平成8年4月、同年5月及び同年7月から9年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から63年3月まで  
② 平成8年4月及び同年5月  
③ 平成8年7月から9年7月まで

私は会社退職（昭和61年3月）後、父の会社でアルバイトをしており、アルバイト代から国民年金保険料が天引きされていた。国民年金加入手続及び保険料納付について自分は関与していない。加入手続したのは誰か分からないが、保険料納付については、納付書が自宅に送られてきた記憶があるので、母親が近くの郵便局で納付していたと思う。申立期間①が未納とされていることは納得できない。また、申立期間②及び③については、当時、私の夫は、会社退職（平成7年3月）後、会社設立準備をしていた。夫が国民年金保険料は2年以内であれば納付可能であることを知り、事業が軌道に乗るまでは納付の優先順位を付けて時効となる前の最終期限月に納付することを決めた。夫が社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付書を発行してもらい、8年6月の保険料の納付時期と同じように時効となる前の2年以内のぎりぎりに毎月必ず納付書で夫婦二人分の保険料を私がA市内の金融機関で納付していた。国民年金については未納とならないように納付することに意識をもって確実に納付していた。納付を証明できるものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、誰が加入手続を行ったかは不明であるとしている上、申立人が保険料を納付していたとする母親に聴取したところ、申

立人の国民年金加入手続及び保険料納付は行っていないとしており、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月2日にA市B区で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって昭和61年3月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる上、国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、毎月、夫婦二人分の保険料を、A市内の金融機関で納付したとしているが、納付場所の特定はできず納付金額は覚えていない等、保険料納付についての具体的な記憶が曖昧である上、夫も当該申立期間は未納とされている。

加えて、申立人は平成11年分の給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（写し）を提出しているが、同申告書の社会保険料控除に記載されている「国民年金  $159,600 \times 2 = 319,200$  円」は平成11年1月から同年12月までの保険料合計額（ $13,300$  円  $\times$  12 月  $\times$  2 人分）と一致し、申立人が主張するとおり、同年に時効直前の保険料（8年12月から9年11月まで）を毎月納めるとなると、その保険料総額は、30万3,200円となり、同申告書の記載金額とは相違する。

その上、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したとする平成9年1月以降の時期は、基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、毎月夫婦二人分の保険料を銀行等で納付したとする場合、申立期間の納付回数は15回、夫婦二人で30回となることから、この多数回にわたり、記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

これまで、厚生年金保険から国民年金への切替手続はきちんと行ってきたはずである。納付書が送られてくれば、必ず、納付してきたので、申立期間の国民年金保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続に関する記憶は無いとしている上、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に係る記憶も曖昧であり、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間の国民年金被保険者資格取得期間（資格取得日：平成9年3月20日、資格喪失日：同年4月1日）は、21年10月27日に追加された記録であることが確認でき、このことは、A市が保管する国民年金情報検索システムにおいて、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間とされていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間が国民年金被保険者期間として記録が追加された時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から4年7月まで

国民年金保険料の未納の通知が届き、同通知には2年ぐらいいさかのぼって納付できると記載されていたので、平成4年7月ごろに元夫が私の国民年金加入手続きを行うとともに郵便局で申立期間の国民年金保険料30万円弱ぐらいいを納付した記憶がある。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元夫は、未納期間の一部を納付した記憶しかないとしていることから、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月30日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続きが行われ、この加入手続きの際に資格取得日をさかのぼって昭和63年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額は、21万4,000円となり、申立人が納付したとする保険料額（30万円弱）とは乖離<sup>かいり</sup>している。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入手続きが行われたとみられる平成6年9月中において、2回にわたって保険料が納付されており

(過年度納付となる4年8月から6年3月までの保険料が同年9月28日に、現年度納付となる同年4月から同年9月までの保険料が同年9月1日に納付されている。)、この納付された保険料の合計額は、27万200円となることから、元夫が納付したとする未納期間の保険料は、この2回にわたって納付した保険料と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

申立期間は、昭和54年3月に会社退職後、同年7月にA町職員に正式採用され、共済組合に入る前までの試用期間である。職場の事務員からこの期間は共済組合に入ることはできないので、国民年金保険料を納めるよう言われたので、同町役場で国民年金加入手続を行ったと思う。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続については、当時、A町役場へ行ったことは覚えているが、加入手続を行ったかどうか記憶は無いとしているほか、申立期間の国民年金保険料の納付についても、納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法に関する記憶は無いとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも申立人は、昭和52年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失したとされ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年4月1日以降に申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、A町の記録において申立期間の加入記録が無いこと及び申立人が所持する年金手帳に当該期間の加入記録の記載が無いこととも符合する。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たら

ない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

夫が昭和51年1月に私の国民年金の任意加入手続を行い、61年4月に第3号被保険者となるまで付加保険料も含めて納付書で保険料を納付してくれていた。59年10月で任意加入が資格喪失とされているが、途中でやめるはずはなく、資格喪失の手続は行っていない。61年3月まで付加保険料も含めて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続、定額保険料及び付加保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、送付されてきた納付書で順次保険料を納付したことは覚えているが、保険料の納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人は任意加入者として昭和51年1月20日に資格取得し、59年10月1日に資格喪失したとされ、その後、国民年金被保険者資格の取得は、61年4月1日（第3号被保険者資格取得）とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合することから、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。申立人は、59年10月1日に被保険者資格を喪失とされていることについて、途中でやめるはずはなく、資格喪失の手続は行っていないとしているところ、同市では、国民年金の任意加入の資格喪失は、被保険者本人からの届出に基づいて事務処理を行っていたとして

おり、前述の同市の国民年金被保険者名簿の受付記録欄の受付年月日欄には「60.4.6」、受付書類名欄には「資格喪失」と記録されていることから、資格喪失届が60年4月6日に提出され、さかのぼって59年10月1日に資格喪失したとする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成2年3月まで

申立期間当時、私は大学生でA市に住んでおり、20歳から国民年金に任意加入した。国民年金の加入手続は、具体的な窓口は覚えていないが、私が同市か実家のあるB町で行った。国民年金保険料は、私が定期的にA市役所かC社会保険事務所（当時）のどちらかで納付していた。申立期間が国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和62年\*月）ごろに国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続場所、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶は明確ではないことから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、A市及びB町において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同町が保管する記録においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であったこととなり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年4月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月から8年4月まで  
② 平成8年9月

私の海外滞在期間中は、父親がA市役所で住民票異動届を提出して、国民年金の手続きもしてくれた。私が海外に滞在していた期間は、父親が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続及び保険料納付については行ったと思うが、加入手続時期、申立期間の保険料納付時期、納付金額等は覚えていないとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、公簿によると、申立人は、平成7年5月22日に海外に転出し、8年5月11日にA市に転入、同年9月18日に再び海外に転出し、同年10月12日に同市に転入したとされている。一方、同市が保管する国民年金資格内容表示及び資格履歴表示によると、7年5月16日に資格取得、同年5月23日に資格喪失後、8年5月11日に再び資格取得し、同年9月19日に資格喪失したとされており、これら資格得喪に係る届出日はいずれも同年10月16日とされている。このことは、オンライン記録において、これら資格得喪に係る記録が同年12月11日に追加されていることとも符合する。このことから、申立期間①は国民年金に未加入となる上、当該期間は海外に居住していた期間であり、任意加入の対象期間となることから、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、父親は保険料を納付するこ



とはできなかつたものとみられる。

さらに、申立期間②については、前述のA市の国民年金資格内容表示及び資格履歴表示によると、平成8年9月19日に資格喪失、同年10月12日に資格取得とされており、この資格の得喪に係る届出日は申立期間①と同様に同年10月16日とされている。このため、申立期間②は国民年金に未加入となるものの、オンライン記録によると、11年10月20日にこの資格喪失日及び資格取得日共に取り消されていることが確認できることから、当該期間はこの資格得喪に係る記録が取り消された時点から未納期間とされたものであり、申立期間②の資格得喪が取り消された時点では、時効により当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私が20歳になった時、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、毎月送付されてきた納付書で郵便局や銀行で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期及び加入手続後に交付される年金手帳受領の有無についての明確な記憶は無いとしているほか、申立期間の保険料納付については、毎月送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているが、納付金額の記憶は無い上、A市では、当時納付書は3か月ごとに送付していたとしていることから、母親の申立人の加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者照会記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも基礎年金番号導入後の平成21年10月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号欄に記号番号の記載が無いなど、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月及び同年5月

私は、昭和61年4月にA町役場で私と妻の国民年金加入手続をした。私が郵便局で妻の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間は、妻は加入記録があり、私には加入記録が無い上、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月にA町役場で妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続時期、加入手続後交付される年金手帳の受領の有無、受領時期、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしており、加入手続時の状況及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人及びその妻の公簿を見ると、申立期間当時、B市に居住していたこととされ、同市からA町に住民票を異動したのは昭和61年6月22日(同年8月14日届出)と確認できることから、申立人が主張する同年4月には、同町で国民年金加入手続を行うことはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月26日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年3月21日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A町が保管する国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間

の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人は、妻の加入手続も一緒に行い、申立期間の保険料も一緒に納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月28日に払い出されていることから、このころに加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって第3号被保険者として同年4月1日に資格取得したとされている。しかし、この資格記録は、オンライン記録において、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが判明したことから、平成19年3月15日に、昭和61年4月1日の第3号被保険者資格取得が、同日に第1号被保険者資格新規取得に記録訂正されるとともに、同年6月2日に第3号被保険者に種別変更とする記録の追加が行われていることが確認できる。このため、妻は申立期間当時、第3号被保険者とされていたことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる上、記録の訂正・追加が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、妻の当該期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月ごろから48年10月26日まで

私は、昭和47年3月ごろにA社に入社し、48年11月20日に退職するまでパートタイマーとして継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録は同年10月26日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の主張から判断して、勤務した時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が昭和48年10月26日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社の現在の総務担当者は、「賃金台帳等が保存されておらず、当時の担当者もいないため、申立期間に係る厚生年金保険関係の取扱いについては分からない。」と回答しているが、申立期間当時の製造の責任者（上司）は、「パートタイマーが厚生年金保険に加入できるようになったのは、昭和48年以降だったと思う。」と証言している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社してから厚生年金保険に加入するまでに約4年間かかった。」、「入社後しばらくは、厚生年金保険料が給与から控除されていなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間のうち、昭和48年4月21日から同年8月26日までの期間においては、

夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる上、国民年金手帳払出控により同年4月5日以降に申立人に対して国民年金手帳が払い出されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月ごろから 40 年 12 月ごろまで  
私は、申立期間において、A社に正社員として勤務し、B支店、C支店、D支店、E支店、F支店等で働いた。父も、同社で工事関係の仕事をしていた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「正社員については、原則として、厚生年金保険に加入させていた。正社員の人事記録については、人事カードで管理しているが、申立人の人事カードは見当たらないため、申立人の勤務実態及び雇用形態は分からない。また、当時の社会保険関係の資料が無いため、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出の有無については、確認できない。」と回答している上、同社が加入していた健康保険組合は、当時の資料が無いため分からないと回答しており、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも「申立人を覚えていない。しかし、当時、現場では、A社の正社員のほか、協力業者の従業員も働いていた。」旨証言している上、申立人が名前を挙げた複数の上司及び同僚は、姓のみのため、同人を特定することができない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 13 日まで

私は、姉がA事業所に勤務していた関係上、昭和 31 年 4 月 1 日に同事業所に就職し 11 月まで勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の日記を持っており、保険証を使って病院に行ったこともあるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた日記及び写真、並びにA事業所に一緒に勤務していた申立人の姉及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所は、「職員名簿に、申立人の名前は無く、当時の社会保険関係の資料も無いので、厚生年金保険に係る届出や保険料控除の有無については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「A事業所が、どういう基準で厚生年金保険に加入させていたのかは分からないが、すぐに辞める人も多かったので、様子を見ていた期間があったと思う。だから、すぐに加入させてもらえなかった人もたくさんいたと思う。」と証言しているところ、申立人が、「同年齢で、寮も同部屋だった同僚のほか、保母及び寮母をしていた同僚も覚えている。」として名前を挙げた複数の同僚についても、同事業所において、被保険者記録が確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年1月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA事業所に就職したのに、厚生年金保険の被保険者記録は33年1月1日からとなっている。就職した当時、同事業所には既に7ないし8人の従業員がいて、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「昭和32年3月に中学を卒業し、翌4月に、申立人を含め、4人が一緒にA事業所に就職した。4人は、事業所の2階にあった寮で寝泊まりした。」と証言していることから、申立人が、申立期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、A事業所は、昭和33年1月1日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、当時の事業主の長男は、「別の会社で社会保険関係の事務を担当していた従業員が入所してきて、事業主（父）に対して、厚生年金保険に加入しなければならないことを進言した。その進言に従って、手続をしたはずだ。」と証言しているところ、当該従業員は、A事業所が厚生年金保険適用事業所となった昭和33年1月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と一緒に同事業所に就職した上記同僚についても、同日に被保険者資格を取得しており、当該同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか

かまでは覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 11 日から 36 年 1 月 18 日まで  
私は高校を卒業してから、伯父の会社であるA社に入社した。途中で退職したことも職場が変わったこともなく、入社してから退職するまで継続勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 33 年 9 月 11 日に同社において被保険者資格を喪失した後、36 年 1 月 18 日に新たな健康保険整理番号で、同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚には、約4人に1人の割合で、申立人と同様に被保険者期間の空白が確認できるところ、申立人が記憶している同僚も、自身の空白期間（3か月）について、「途中、少しの期間A社を辞めていた。」と証言している。

さらに、上記の同僚を含む複数の同僚は、申立人のことを記憶しているが、ずっと一緒に勤務していたわけではないと証言しており、申立期間における継続勤務を裏付ける証言が得られない。

加えて、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月ごろから 38 年 2 月ごろまで

A社に勤務していた時の厚生年金保険の記録が判明しない。当時、同じ仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、私も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「正確な期間は覚えていないが、申立人はA社で短期間だが勤務していた。」と証言しているところ、自分が勤務していた時に申立人と一緒に勤務していたとする別の同僚は、同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 37 年 4 月に取得していることから、申立人は同社において、申立期間のうち、同年 4 月以降に勤務していたことはうかがえる。

また、A社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 36 年 7 月 1 日）以前から勤務していた社員以外は、試用期間を設けて、新入社員の勤務が安定したところに厚生年金保険に加入させていた。申立人のことは覚えていない。」と証言している。

さらに、申立期間にA社の被保険者記録の確認できる複数の同僚が記憶しているほかの同僚には、同社の被保険者記録が確認できないなど、申立期間当時、同社では、入社後直ちには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 9 日から同年 3 月 9 日まで

A社での雇用保険の記録は、昭和 32 年 1 月 9 日からとなっている。厚生年金保険の保険料も、雇用保険の保険料と一緒に給与から控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者証及び高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「自分は、臨時工で採用された。」と述べているところ、申立人と同時期にA社に臨時工として採用された複数の同僚も、「臨時工として採用された実際の入社日と、厚生年金保険の資格取得日は、2か月ほど相違している。」と証言していることから、同社では、当時、臨時工採用者に対し、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 32 年 3 月 9 日とされ、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、平成 15 年 3 月 31 日に本社一括適用に伴い厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は残っていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年ごろから41年ごろまで  
当時、A社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。昭和40年の社員旅行の写真があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された未払給与・賞与の記録、申立人が一緒に写っている昭和40年の社員旅行の写真等から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の事務担当者は、「厚生年金保険には、正社員を加入させていた。40歳以上の女性は、特別の事情がなければ正社員として採用しなかった。」と証言しているところ、申立人は、申立期間の昭和40年当時に44歳であったことが確認できる上、複数の同僚が、「申立人は、パートの仕上工として働いていた。」と証言している。

さらに、A社から提出された未払給与・賞与の記録に記載されている複数の同僚には、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、その中の一人は、「自分は、パート社員で働いており、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間が国民年金の強制加入期間とされており、申立期間における当該保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

私は、A社の正社員として平成 2 年 3 月 1 日から勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 11 月 21 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用契約書(雇用期間が平成 2 年 3 月 1 日から 1 年間の有期雇用)により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の総務担当者は、「すべての新入社員との間で雇用契約書を締結しているが、正社員については無期の雇用契約を締結しているので、有期雇用の申立人は、当初は正社員ではない。なお、正社員であっても、採用した日から 3 か月間の試用期間が設けられていた。」と証言していることから、当時、同社では厚生年金保険の被保険者資格を採用と同時に取得させていなかった状況がうかがえる上、申立人は、当初の有期雇用契約期間の途中で、正社員となったことがうかがわれる。

また、B健康保険組合及びC厚生年金基金の記録についても、申立人の資格取得日は、いずれも平成 2 年 11 月 21 日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、同僚に聴取しても、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月ごろから33年4月1日まで

A社には、昭和30年5月ごろ入社し、60年2月まで継続勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の後継企業であるB社は、申立期間当時の人事記録、給与台帳等を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、聴取できた同僚(昭和27年ごろからA社に勤めて、31年7月に退職。)は、申立人のことを覚えていないとしている。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚は、申立人の資格取得日より1か月後の昭和33年5月1日に資格取得していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用日の1か月後の昭和30年5月1日に複数の者をまとめて資格取得させた後は、申立人の資格取得日(33年4月1日)まで、被保険者番号が払い出された者は一人のみであり、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年ごろから 29 年ごろまで  
② 昭和 31 年ごろから 32 年ごろまで  
③ 昭和 31 年ごろから 32 年ごろまで  
④ 昭和 35 年ごろから 36 年ごろまで

私は、申立期間のうち①は運転助手、②から④までは運転手として勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。過去の給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶していないと証言している。

また、当該複数の同僚は、「入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかった。」としており、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期に差異がみられる上、当該同僚のうち、一人は、「A社では見習期間があったことを覚えている。」と証言していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社を継承するB社は、当時の資料は保管されていないため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できないと回答している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人が記憶しているC社の業務内容等は、申立期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の説明と符合している。

しかし、C社は、昭和51年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、上述の複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当時のC社における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人は、D社において同社が製造している製品の宣伝カーの運転手として勤務したと申し立てている。

しかし、D社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できないと回答している。

また、申立期間にD社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られなかった。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間④について、同僚の証言等から、期間は特定できないが、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には差異がある。」としており、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期に数か月の差異がみられる上、当該同僚のうち、一人は、「E社では試用期間があったと記憶している。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、E社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明と回答している。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除に係る記憶が無い上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月ごろから 48 年 7 月 30 日まで  
申立期間について、A社に勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 55 年 11 月 \* 日に解散している上、当時の事業主、及び申立人が名前を挙げた同僚も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の当時の事務担当者は、「申立人が名前を挙げた同僚については、申立期間当時、指導者として勤務していたので名前を覚えているが、申立人は知らない。おそらく、申立人は、その指導者の下で仕事をしていた方で厚生年金保険には入っていなかったと思う。指導者でも、厚生年金保険に入っている人と入っていない人がいた。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月5日から59年9月1日まで  
② 昭和59年9月1日から60年10月1日まで

私は、申立期間について、A社及びB社で正社員として勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の現在の事務担当者は、「当時の事務担当者は既に亡くなっており、申立人が当社に勤務していたかどうかについては、書類が残されておらず、確認できない。社員は全員、雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険は、3か月ほどの試用期間の様子を見てから資格を取得させていた。1年も勤務していれば、厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と回答しているところ、申立人は、同社における雇用保険の記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月から59年2月までは、国民年金の法定免除期間、同年3月は、国民年金の申請免除（全額）期間、同年4月から60年9月までは、国民年金の未納期間とされており、申立人も、「昭和59年2月9日までの1年間ほど生活保護を受けていた。」と回答している。

さらに、申立人がA社を退職する原因となったとする交通事故について、同社は、「昭和59年8月前後については、かなりの期間について事故報告書類が残っているが、同年8月の事故報告は無い。」と回答している上、申立人が「当時の会長はC氏であった。」と回答している点について、同社は、「C氏は、昭和58年\*月に亡くなっており、申立人の記憶違いではないか。」と回答してい

る。

加えて、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、「申立人のことは知らない。」と証言しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社からの回答及び雇用保険の記録から判断して、申立人が、当該期間のうち、昭和60年2月1日から60年9月30日までの期間において同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和59年9月1日から60年2月1日までの期間については、B社は、「申立人は当社には勤務していなかった。」と回答しており、当該期間に係る申立人の雇用保険の記録も確認できない。

また、B社の事務担当者は、「申立人のことはよく覚えている。当時は、誰でも厚生年金保険に入っていたが、申立人は、当時、子供が4、5人おり、保険料を引かれると手取りが少なくなるので、保険に入りたくないと希望したため、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、妻が国民健康保険に入っているの、妻の被扶養者になっているとも話していた。ただし、当時の書類は処分したため、何も残っていない。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 7 日  
② 平成 15 年 8 月 25 日

平成 15 年 6 月 1 日付けで、A 社の関連会社 B 社から A 社に転籍となった。同年 7 月 7 日に、B 社から賞与として 24 万 5,000 円支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、この分の標準賞与額の記録が無い。また、同年 8 月 25 日に、A 社から B 社の給与補てんとして賞与 43 万 5,000 円を支給されたが、厚生年金保険料は控除されておらず、この分の標準賞与額の記録も無い。

本来、B 社及び A 社から支給された賞与を合算した賞与額から標準賞与額を決めて、厚生年金保険料を控除すべきではないのか。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された B 社に係る平成 15 年夏期賞与給与明細書、及び同社の回答により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該賞与が申立人に支給された時期は、申立人が B 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 15 年 6 月 1 日より後の同年 7 月 7 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに

算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人の B 社における資格喪失月以降の月を、同社の被保険者期間に算入することはできない。

なお、B 社は、「申立人の平成 15 年 7 月の賞与から厚生年金保険料を控除したのは、当社の誤りであり、申立人に返還したい。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められるものの、当該期間については、申立人が B 社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された A 社に係る平成 15 年夏期賞与明細票、及び同社の回答書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「B 社の給与補てんとして、平成 15 年 8 月 25 日に A 社から 43 万 5,000 円の賞与を支給された。」と証言しているところ、A 社は、「当社の出向制度は、人事権は当社に残すが、役職・勤務・給与・社会保険などの処遇は、すべて出向先の基準で行うこととしていた。しかし、B 社の賃金水準が当社に比べて低かったため、申立人の賃金水準（実年収）については、当社の査定額に準ずる額になるよう協議して決定した。この結果、申立人に対しては、出向先で同様の業務を行う従業員と比較して高額な賃金を支払うことになったので、出向先の社員の目に触れないように、出向先の賃金水準と当社の査定賃金の差額は、当社から申立人に直接支払うことにした。この際、申立人は、当社ではなく B 社の被保険者であったこと及び支払う報酬が当社での労働の対価でないことから、社会保険料の対象とはならないと判断して、厚生年金保険料は徴収しなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 4185 (事案 1801 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から同年11月27日まで  
前回の申立てに対し、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。  
しかし、申立期間にA社のB船の機関長として勤務していた。昭和29年9月下旬にエンジンが故障し、1週間ほどで修理を終えて通常の作業に戻ったが、故障の原因は機関士の責任だと悪口を言われ、10月末日の夜に会社を飛び出してしまった。10月分の給料はもらっていないが、船長が取ってしまって出してくれないと同僚C氏が謝っていた。再度申し立てるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、昭和29年9月1日から同年10月31日までの期間とされていたところ、申立人の後任と思われる機関長が同年9月1日にA社において船員保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、同日以降は勤務していないことがわかるほか、申立期間について、申立人の同社における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間についても、A社のB船の機関長として勤務していた。昭和29年9月下旬にエンジンが故障した際、故障の原因は機関士の責任だと悪口を言われ、10月末日の夜に会社を飛び出してしまった。」などと主張して、再申立てがなされたものである。

しかし、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないところ、A社は、既に解散している上、当時の事業主、船長及び同僚は、

前回の申立て時と同様に、連絡先が明らかでないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態並びに当時の同社及びB船における船員保険の取扱いについて確認できない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月まで  
定時制高校に通いながらA社に勤務していた。健康保険に加入していたと思うので厚生年金保険にも加入していたのではないかと。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「申立人は、定時制高校に通いながら勤務しており、勤務時間が短かったことから正社員ではなかった。当時は、すぐに辞めてしまう社員が多かったこともあり、厚生年金保険に加入させなかった社員も何人かいた。」としている。

また、上記諸給与支払内訳明細書により、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4187

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月26日から23年9月2日まで

私は、中学校を卒業後すぐにA社に就職し、昭和57年8月15日に定年退職するまで継続勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る資格取得日が昭和23年9月2日になっていることが分かった。

また、厚生年金保険の適用拡大準備期間中の昭和19年6月1日に資格取得し、同年8月に資格喪失していることも分かった。

私が、A社に継続勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された女子傭員除名整理簿及び労働者名簿によると、申立人が昭和17年9月2日に同社に入社し、19年8月25日に退職（解雇）していることが確認できるところ、当該退職日の翌日は、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日と一致している。

また、A社から提出された労働者名簿によると、申立人が昭和23年9月2日に同社に再入社したことが確認できるところ、当該再入社日は、厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日と一致している。

さらに、事業主の代理人は、申立人について、申立てどおりの申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得の届出及び申立期間に係る当該保険料の納付は行っていないと回答しており、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和23年9月2日とされ、同日以前に雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、同僚から申立人の

勤務実態、厚生年金保険の取扱いに係る証言等を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 19 日から 40 年 1 月 30 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退  
手当金受給済みとされていることが分かった。しかし、私は、脱退手当金を  
受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者とし  
て認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されて  
いる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1  
月30日の前後2年以内に資格喪失した者29人の脱退手当金の支給記録を確認  
したところ、22人に支給記録が確認でき、そのうち19人が資格喪失日から5か  
月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業  
主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給  
を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、  
支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失  
日から約1か月後の昭和40年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務  
処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶は無いというほかに脱退手当金  
を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期  
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4189 (事案 1018 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 13 日から 43 年 11 月 21 日まで

申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、受給した記憶が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 2 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、社会保険事務所(当時)で裁定請求書の写しを見せてもらったところ、自分の筆跡ではないので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているほか、添付すべき退職所得の源泉徴収票の記載にも不自然さはないことがないこと、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、昭和 44 年 1 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、社会保険事務所で裁定請求書の写しを確認したところ、自分の筆跡ではないと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 11 月 21 日

の前後2年以内に資格喪失した14人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に支給記録が確認でき、12人が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられ、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 4190 (事案 810 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 25 日から 31 年 3 月 26 日まで  
脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、結果に納得できないので、新たな資料等はないが、再度、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 8 人について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いこと、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受け取っていないので再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提供は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月1日まで  
② 昭和20年12月16日から23年4月1日まで

ねんきん定期便で、申立期間について、脱退手当金を受給していることとされていることを知った。一時金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年6月10日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和42年8月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。